

文学部社会福祉主事任用資格取得に関する内規

制 定 2004年2月4日
文学部教授会

(趣旨)

第1条 この内規は、学則第34条第2項及び文学部規則第9条第2項の規定に基づき、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び社会福祉主事の資格に関する科目指定（昭和25年厚生省告示第226号）に基づく社会福祉主事の任用資格を取得するために必要な事項を定める。

(単位の修得)

第2条 社会福祉主事の任用資格を取得しようとする者は、次の表に掲げる授業科目のうち最低3科目以上の単位を修得しなければならない。

厚生省告示第226号に定める社会福祉主事の資格に関する科目指定に定める科目	左記に対応する文学部授業科目	単位数
社会福祉概論	社会福祉概論	2
社会福祉事業史	社会福祉事業史	2
老人福祉論	老人福祉論	2
地域福祉論	地域福祉論	2

(卒業単位への算入)

第3条 別表に定める授業科目の単位は、文学部規則の定めるところにより卒業に必要な単位に算入する。

(証明書の発行)

第4条 第2条の要件を満たした者に対しては、本人の申請に基づき、社会福祉主事任用資格単位修得証明書を発行する。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (略)

(参考) 社会福祉主事の資格に関する科目指定（昭和25年厚生省告示第226号）

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学